

奈良市公報

第 3 1 5 号

(平成27年3月前半分)

平成27年9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

○奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………1

告 示

- 予防接種の実施の一部改正……………1
- 一般競争入札の実施（3件）……………1
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………2
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定……………2
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………2
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………3
- 放置自転車等の処分……………4
- 放置自転車等の保管……………4
- 住居番号の設定……………4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………4
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………5
- 平成27年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等……………5
- 差押調書等の公示送達……………5
- 差押調書の公示送達……………5
- 放置自転車等の保管（3件）……………5
- 事業計画のある道路の指定……………6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………6
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 観光案内所の開館時間の変更……………7
- 配当計算書の公示送達……………7
- 町の区域の変更（2件）……………7
- 放置自転車等の保管……………8
- 指定管理者の指定（4件）……………8
- 開発行為に関する工事の完了……………10

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………10
- 大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧……………11
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………11

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………11
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧（2件）……………11

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………12

規 則

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第53号）第1条の規定の施行期日は、平成27年3月23日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成27年3月13日揭示済）

告 示

奈良市告示第121号

平成26年奈良市告示第671号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年3月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成27年3月1日揭示済）

奈良市告示第122号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

京西中学校給食室新築工事ほか4件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第123号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

猿沢線測量設計業務委託（鶴福院町～高畑町地内・猿沢線）（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第124号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年3月2日

1 指定年月日 平成27年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100274	社会福祉法人あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1381-1	富雄ハウス	631-0052	奈良県奈良市中町3716-4	共同生活援助（介護サービス包括型）

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定

1 指定年月日 平成27年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100603	日本ホスピタルサポート有限公司	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	ほっとハート	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	地域移行支援 地域定着支援

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成27年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100603	日本ホスピタルサポート有限公司	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	ほっとハート	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	計画相談支援

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 近鉄大和西大寺駅北口駅前広場整備に伴う建物等補償鑑定調査業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月31日までとする。（詳細は仕様書を確認のこと。）
- (4) 業務概要 建築物の移転等に伴う補償鑑定本調査業務
- (5) 予定価格 20,500千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 15,710千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

2930100611	一般社団法人 大和伸進会	630-8115	奈良県奈良市大宮 町一丁目1番32号 奈良交通第3ビル 2階	しおん相 談支援セ ンター	630-8115	奈良県奈良市大宮 町一丁目1番32号 奈良交通第3ビル 2階	計画相談支援
------------	-----------------	----------	---	---------------------	----------	---	--------

(平成27年3月2日揭示済)

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。
平成27年3月2日

奈良市告示第128号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項
1 指定年月日 平成27年3月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100976	日本ホスピタルサポート有限公司	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	ほっとハート	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	障害児相談支援
2970100984	一般社団法人 大和伸進会	630-8115	奈良県奈良市大宮町一丁目1番32号 奈良交通第3ビル 2階	しおん相談支援センター	630-8115	奈良県奈良市大宮町一丁目1番32号 奈良交通第3ビル 2階	障害児相談支援

(平成27年3月2日揭示済)

ビス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第93条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。
平成27年3月2日

奈良市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第48条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サー

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106783	奈良市二名一丁目 2356番地の1	社会福祉法人大和清泉会 こまどりと丘デイサービスセンター	奈良市二名一丁目 2361番地の3	社会福祉法人大和清泉会	平成27年3月1日
2970106809	奈良市宝来三丁目 15-7	あーす・けあ	奈良市中山町西二丁目1048番地の25	SEED PRANNING 合同会社	平成27年3月1日
2970106817	奈良市大和田町 1166番地	ウェルライフ希	奈良市三条大路五丁目2番61号	ウェルコンサル株式会社	平成27年3月1日
2970106791	奈良市南袋町4番地	デイサービスやすらぎ空間	奈良市南袋町4番地	株式会社フォーエバーシャイン	平成27年3月1日
2970106775	奈良市二名三丁目 1151番地1	学園前西特別養護老人ホーム（ユニット型）	奈良市二名三丁目 1151番地1	社会福祉法人奈良苑	平成27年3月1日

(平成27年3月2日揭示済)

者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。
平成27年3月2日

奈良市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業【通所介護】

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	

2970105694	奈良市五条西一丁目 29-17	茶話本舗デイサービス 奈良五条亭	京都府京田辺市三山木 高飛44番地1	株式会社ケア フォレスト	平成27年2月28日
------------	--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------	------------

【介護予防通所介護・通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970103244	奈良市押熊町1279 -1	訪問介護センターな にわ	京都府京田辺市草内法 福寺12番地の6	有限会社浪花 企画	平成27年3月1日

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第131号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成27年3月2日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年8月1日、同月4日、同月7日、同月8日、同月19日、同月21日、同月24日、同月26日及び同月28日
(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第132号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年3月2日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
 電話 0742-34-1111 代表
(平成27年3月2日揭示済)

奈良市告示第133号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年3月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年3月4日揭示済)

奈良市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年3月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

みんなの介護用品専門店	奈良県奈良市法蓮町334番地1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成26年12月1日
株式会社 介護のおくむらさん	奈良県大和郡山市小泉町東二丁目7番地3	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	

(平成27年3月4日揭示済)

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月4日

奈良市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松田 成樹		あんま	平成27年2月12日
株式会社フレアス (松田 成樹)	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
松田 成樹		はり・きゅう	平成27年2月12日
株式会社フレアス (松田 成樹)	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成27年3月4日揭示済)

省略

(平成27年3月6日揭示済)

奈良市告示第136号

平成27年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成27年3月4日

奈良市長 仲川元庸

- 縦覧の期間 平成27年4月1日から同年4月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 縦覧の時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課

(平成27年3月4日揭示済)

奈良市告示第137号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月6日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者

奈良市告示第138号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月6日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）2通（奈財滞第599号、奈財滞第600号）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年3月6日揭示済)

奈良市告示第139号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月6日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年3月5日
- 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年3月6日揭示済)

奈良市告示第140号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年3月7日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年3月7日揭示済)

奈良市告示第141号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年3月10日

3 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年3月10日揭示済)

奈良市告示第142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成27年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成27年3月11日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線による事業計画道路
- 3 指定した道路の幅員
3.23m～3.95m（全幅23m～25m）
- 4 指定した道路の延長
260.25m
- 5 指定した道路の区域
奈良市三条町511番3地先から奈良市杉ヶ町33番3地先まで

(平成27年3月11日揭示済)

奈良市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年3月11日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人社団 湧水方円会 稲田病院	奈良県奈良市大森町46番地	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年10月1日
医療法人社団 湧水方円会	奈良県奈良市大森町46番地	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
中岡内科クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号 サンワシティ西大寺3F	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年11月1日
医療法人 中岡内科クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号 サンワシティ西大寺3F	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	

多田皮フ科形成外科	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32番21-A101号	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 通所リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成26年12月1日
医療法人 多田皮フ科形成外科	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32番21-A101号	介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	
オレンジ薬局 東登美ヶ丘店	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目1番15号 1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年12月1日
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8番10号 光栄ビル1階		

(平成27年3月11日掲示済)

奈良市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月11日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
布谷 俊郎		あんま	平成27年3月2日
リーフマッサージ治療院奈良店 (布谷 俊郎)	奈良県奈良市疋田町97番地		

(平成27年3月11日掲示済)

奈良市告示第145号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更します。

平成27年3月11日

奈良市長 仲川元庸

1 開館時間の変更

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市近鉄奈良駅 観光案内所	午前9時から午後9時まで
奈良市JR奈良駅 観光案内所	午前8時30分から午後5時まで

(平成27年3月11日掲示済)

奈良市告示第146号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
-----------	------------	---------

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年3月13日掲示済)

奈良市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年3月14日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

大野町	中貫町 (一部)	中貫町16、17の一部、18の一部、19の1の一部、20の一部、26の一部、27の一部、28の2、90の一部、152の一部、270、271の一部、272の一部、273の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部
中貫町	大野町 (一部)	大野町455の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の一部

別図1及び別図2省略

(平成27年3月13日揭示済)

奈良市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年3月14日から本市内の区域のうち町の別表

区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
中之庄町	南田原町 (一部)	南田原町860の一部、890の一部
南田原町	中之庄町 (一部)	中之庄町1039の2の一部、1040の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部

別図1及び別図2省略

(平成27年3月13日揭示済)

奈良市告示第149号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年3月13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年3月13日揭示済)

奈良市告示第150号

奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
庭球場	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都世田谷区三軒茶屋2-11-23

長谷川体育施設・キタイ設計グループ

代表取締役 柴田 敏久

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成27年3月13日揭示済)

奈良市告示第151号

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
体育館	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町467番地の1
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1

- 2 指定管理者の所在地及び名称 (平成27年3月13日揭示済)
- 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノ・奈良市総合財団グループ
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 齊藤 隆
- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
- 奈良市長 仲川 元庸
- 1 指定管理者を指定する公の施設
- 奈良市告示第152号**
奈良市中央体育館等6施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。
平成27年3月13日

種別	名称	所在地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

- 2 指定管理者の所在地及び名称 (平成27年3月13日揭示済)
- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
- 奈良市長 仲川 元庸
- 1 指定管理者を指定する公の施設
- 奈良市告示第153号**
奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。
平成27年3月13日

種別	名称	所在地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地

	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238

- 2 指定管理者の所在地及び名称
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 一般財団法人奈良市総合財団
 理事長 津山恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 (3) その他市長が定めること。
 (平成27年3月13日揭示済)

奈良市告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
 平成26年6月24日
 奈良市指令都整開 第14A-7号
 平成27年2月23日
 奈良市指令都整開 第14A-7-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 平成27年3月13日 第1454号
 公共施設 平成27年3月13日 第683号
- 3 開発区域に含まれる地域

- 奈良市南肘塚町99番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市茗荷町808番地1
 社会福祉法人 晃宝会 理事長 木村 雅子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 (1) 道路
 奈良市南肘塚町99番1の一部
 (2) 調整池
 奈良市南肘塚町99番1の一部
 (3) 防火水槽
 奈良市南肘塚町99番1の一部
 (平成27年3月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年3月2日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
 平成27年3月2日

奈良市公営企業管理者
 池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
 平成27年3月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 奈良市大安寺六丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池南幹線-500	奈良市大安寺六丁目784-6	奈良市大安寺六丁目781-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年3月2日揭示済)

池田 修

縦覧場所
奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局下水道部下水道総務課
(平成27年3月9日揭示済)

奈良市企業局告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、奈良県知事から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次の場所で縦覧に供します。

平成27年3月9日

奈良市公営企業管理者

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年3月10日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 ジェネッツ 関西支店	支店長 山田 浩	兵庫県尼崎市塚口町一丁目13番地8 サウザンド塚口201-1	平成27年3月9日

(平成27年3月10日揭示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年3月10日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
山崎建設工業 株式会社	代表取締役 山崎 紘	奈良市押熊町1548番地の3	平成27年3月10日

(平成27年3月10日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月25日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年3月26日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年3月2日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成27年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

50分の1の数 5,997人

6分の1の数 49,971人

3分の1の数 99,942人

(平成27年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

平成27年4月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年4月3日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成27年3月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成27年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年3月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 西 井 隆

- 1 日時
平成27年3月13日（金） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
 - (6) 水田利用転換届出について（2月専決処理分）
 - (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (8) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - (9) 知事許可について（2月許可分）

(平成27年3月6日揭示済)